

周作クラブ会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「周作クラブ」と称する。

(事務所)

- 第2条 ①本会は事務所を東京都世田谷区上馬4-29-17 加藤宗哉事務所に置く。
②遠隔地においては、本会の趣旨に沿う支部を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は遠藤周作の文学を通して会員の懇親をはかると共に、遠藤文学をさらに広め後世に伝えていくことを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 会報の発行(年4回)
2. 本会の目的達成のために懇親会、文学セミナー、遠藤文学の原点を訪ねる旅などの事業。

第3章 会員

(資格)

- 第5条 ①遠藤周作文学の読者、またこれに関心を持つ者であれば、誰でも会員になることができる。
②本会に入会を希望するもので、所定の会費を納入した者とする。
③会員が本会の名誉を毀損したとき、または本会の目的に反するような行為をした時は、幹事会の決議により除名することができる。

(種類)

- 第6条 会員の種類および定義は次の通りとする。
1. 名誉会員
2. 賛助会員 会の趣旨に賛同し賛助会費を納入した者
3. 一般会員 会の趣旨に賛同し会費を納入した者

(会費)

- 第7条 1. 名誉会員は無料とする。但し名誉会員から会費を納入したい旨申し出があった場合はこの限りではない。
2. 賛助会員は年会費を一口10,000円とする。
3. 一般会員は年会費を3,000円とする。
4. 会費の変更は幹事会で討議し総会の議決によって決定する。

(会員の権利・義務)

- 第8条 ①会員は「周作クラブ会報」を無料で受け取ることができる。
②会員は、会が主催する各種催しに参加できる。
③会員は所定の会費を納入しなければならない。会費を納入しない場合は、幹事会の認定により退会とみなされることがある。

第4章 役員

(役員の種類)

- 第9条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名
2. 顧問 若干名
3. 幹事 3名
4. 監査 2名

(任務)

- 第10条 役員は次の通りとする。
1. 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
2. 顧問は会長及び幹事の相談役として会の運営に関するアドバイスをする。

3. 幹事は会長を補佐し本会の運営に当たる。会長に事故が生じた場合には、顧問あるいは幹事がその職務を代行する。
4. 幹事は、会の運営のために「総務」「編集」「会計」の部門を管理統括する。各部門のもとに必要なに応じて複数の委員を置き、委員は幹事が指名する。各部門の役割については、別途細則による。
5. 支部には世話人を置く。

(選任)

- 第11条 ①幹事は総会において選任される。
②会長は幹事会の推薦により総会において選任される。

(任期)

- 第12条 ①役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
②役員に支障が生じた場合、後任に任ぜられた役員は任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(総会)

- 第13条 ①総会は会長がこれを招集し、役員を選任、事業の方針、予算、決算など、会務の重要事項を審議・議決する。ただし決算は、監査の検査を経て総会に提出されるものとする。
②総会は毎年一回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
③総会の議長は、会議のつど会員の互選によりこれを定める。
④総会は、会員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立し、総会の議事は出席会員の過半数をもってこれを決する。可否同数の時は議長の決済による。

(幹事会)

- 第14条 ①幹事会は随時これを開き、本会の事業を審議・執行する。
②幹事会は必要に応じて各部門の委員を招集することができる。
③「会報」の編集委員は幹事会において選出し、「会報」の発行に必要な都度招集される。

第6章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、会費及び寄付の収入をもってこれに当てる。

(年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第7章 附則

第17条 本会則は2006年9月29日をもって発効するものとする。

細則

会則第10条の④に関する内款

- ①各部門の役割は以下の通りとする。
総務——会の運営全般にわたる統括。イベントの企画・実施。遠藤周作文学館・周作クラブ長崎・各支部との連携。
編集——年4回の会報の編集・発行。旅行会の企画・実施。文学セミナー・出版企画等の立案と実行。
会計——日常の経理事務。入退会事務。会員名簿の作成・管理。会計報告・予算案の作成。
②上記部門の運営のため、以下の委員を置く。
・総務委員
・編集委員
・旅行委員
・会計委員
・会員管理委員